

平成30年12月7日

第433回白石市議会定例会議案

目 次

第 6 9 号議案	仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約	・・・	1
第 7 0 号議案	白石市農産物等販売施設条例	・・・	6
第 7 1 号議案	白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	・・・	9
第 7 2 号議案	白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	・・・	12
第 7 3 号議案	白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例	・・・	14
第 7 4 号議案	白石市介護予防センター条例の一部を改正する条例	・・・	16
第 7 5 号議案	指定管理者の指定について（あしたば白石）	・・・	18

第 6 9 号議案

仙南地域広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、仙南地域広域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

第1条 仙南地域広域行政事務組合規約（昭和53年宮城県指令第18，734号）の一部を次のように変更する。

別表第3条第3号の事務に要する経費の部を次のように改める。

第3条 第3号 の事務 に要す る経費	角田衛生センター	全市町	負担金総 額の100 分の25	七ヶ宿町	全市町の人 口（人口に ついては、 前年9月末 日における 住民基本台 帳人口によ る。以下こ の欄におい て同じ。） に占める七 ヶ宿町の人 口の割合を 乗じた額			
	柴田衛生センター			七ヶ宿町を除く市町		七ヶ宿町の負担分を除いた額を均等割		
				負担金総 額の100 分の75		実績割		
仙南ク リーン センタ ー	ごみ処理施 設の建設事 業に要する 経費	全市町	均等割	100分の15	人口割	100分の35	実績割	100分の50
	ごみ処理施	全市町	均等割	100分の15				

	設の管理運営に要する経費		実績割 100分の85
仙南リサイクルセンター		全市町	均等割 100分の25 実績割 100分の75
仙南最終処分場		全市町	均等割 100分の25 人口割 100分の75
動物焼却施設		全市町	均等割 100分の25 人口割 100分の75
白石衛生センター	旧し尿処理施設の解体に要する経費及びその他の経費	白石市 七ヶ宿町	白石市 100分の96.66 七ヶ宿町 100分の3.34
	旧ごみ処理施設の解体に要する経費及びその他の経費	白石市 七ヶ宿町	白石市 100分の96.97 七ヶ宿町 100分の3.03
角田衛生センター	旧ごみ処理施設の解体に要する経費及びその他の経費	白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 村田町 川崎町 丸森町	均等割 100分の15 実績割 100分の85 白石市 100分の27.18 角田市 100分の35.53 蔵王町 100分の9.51 七ヶ宿町 100分の0.86 村田町 100分の8.42 川崎町 100分の6.01 丸森町 100分の12.49
大河原衛生センター	旧ごみ処理施設の解体	大河原町 柴田町	均等割 100分の25 実績割 100分の75

	センターに要する経費及びその他の経費		大河原町 100分の37.92 柴田町 100分の62.08
村田衛生センター	旧ごみ処理施設の解体に要する経費及びその他の経費	蔵王町 村田町 川崎町	均等割 100分の25 実績割 100分の75 蔵王町 100分の39.87 村田町 100分の40.07 川崎町 100分の20.06

第2条 仙南地域広域行政事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第3条第4号の事務に要する経費の部白石斎苑の款を次のように改める。

白石斎苑	白石市 蔵王町 七ヶ宿町	七ヶ宿町	白石市、蔵王町、七ヶ宿町の総人口（人口については、前年9月末日における住民基本台帳人口による。以下この欄において同じ。）に占める七ヶ宿町の人口の割合を乗じた額
		白石市 蔵王町	均等割 七ヶ宿町の負担分を除いた額の100分の25 人口割 七ヶ宿町の負担分を除いた額の100分の75

附 則

(施行期日)

1 この規約は、知事の受理のあった日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による変更後の仙南地域広域行政事務組合理約の規定は、新白石斎苑の負担金に適用し、旧白石斎苑の負担金については、なお従前の例による。

第 7 0 号議案

白石市農産物等販売施設条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市農産物等販売施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市農産物等販売施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域で生産される農産物及び地域特産品（以下「農産物等」という。）を地域内で消費者に直接販売することにより、流通構造の効率化と農産物等の消費拡大を図り、もって地域農業及び地域産業の活性化に資するため、白石市農産物等販売施設（以下「直売所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市農産物等販売施設	白石市福岡長袋字八斗蒔20番地1

(入館等の規制)

第4条 市長は、直売所に入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他直売所設置の目的に反するとき。

(損害の賠償)

第5条 故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第 7 1 号議案

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「並びに」を「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び」に改める。

第4条第2号中「それぞれ」の次に「次」を加える。

第9条を第12条とする。

第8条中「委員会が定めるところにより」を「委員会の定めるところにより」に、「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラ

の作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の廃止）

2 白石市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年白石市条例第16号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第 7 2 号議案

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第5条第4項第4号」を「法第5条第4項第5号」に改める。

第2条中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条の表税率の欄中「0.14%」を「0%」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、平成30年6月1日から適用する。

第 7 3 号議案

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例

白石市旧学校利用施設条例（平成30年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

旧南中学校体育館	白石市越河平字平合23番地1
旧白川中学校体育館	白石市白川津田字田中前1番地2

別表に次のように加える。

旧南中学校体育館	510円	510円	510円	1,440円
旧白川中学校体育館	300円	300円	300円	720円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 7 4 号議案

白石市介護予防センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市介護予防センター条例の一部を改正する条例

白石市介護予防センター条例（平成16年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号及び第10条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1号を次のように改める。

(1) 部屋使用料

区分 \ 使用時間	午前8時30分～午後1時	午後1時～午後5時15分
軽運動室	1,080円	1,080円
トレーニング室	750円	750円

備考

- 1 使用者が入場料を徴して催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に掲げる金額の2倍の額とする。
- 2 使用時間がこの表に定める使用時間の区分ごとの時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

別表第2号の表に次のように加える。

トレーニング室	冷暖房	100円
---------	-----	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市介護予防センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

第75号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
あしたば白石
- 2 指定管理者となる団体
白石市新館町1番21号
特定非営利活動法人 水芭蕉
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日

平成30年12月7日

白石市長 山 田 裕 一